※すまいるサービスのみの運営規程（参考例）

井原市介護予防・日常生活支援総合事業における

第１号訪問事業（すまいるサービス）運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社○○が開設する○○センター（以下「事業所」という。）が行う井原市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業のうち、介護保険法施行規則第140条の

63の6第2号の基準に従い実施される訪問型サービス（以下「すまいるサービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態又は事業対象者の状態にある高齢者に対し、適正なすまいるサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に必要な生活支援を提供することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

２　すまいるサービスの実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　事業所は、自らその提供するすまいるサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1)　名　称　○○センター

　(2)　所在地　○○市○○町・・・・

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１人（併設○○施設の管理者と兼務）

　　 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　サービス提供責任者　○人

サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理、サービスを明確化するための指示書等の作成を行う。

(3)　従業者　○人以上

　　 従業者は、すまいるサービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントにより、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

(1)　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１４日から同月１６日まで及び１２月２９日から１月３日までを除く。

(2)　営業時間　○○時○○分から○○時○○分までとする。

（すまいるサービスの内容）

第６条　すまいるサービスの内容は次のとおりとする。

(1)　環境整備（換気、室温・日あたりの調整等）

(2)　家屋内の掃除（居室内やトイレ、卓上等の清掃）

(3)　ゴミ出し（分別を含む）

(4)　洗濯（洗濯、物干し、取り入れ、収納、アイロンがけ）

(5)　ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）

(6)　衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）

(7)　被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

(8)　配膳、後片づけ

(9)　日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣銭の確認を含む）

(10)　安否確認（第６条第１号から第９号までの生活支援サービスと同時に行う利用者への見守り及び声かけ）

（利用料その他の費用の額）

第７条　すまいるサービスを提供した場合の利用料の額は、井原市で定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　第６条第９号のサービスの提供にあたり、自動車を使用する必要がある場合、交通費として利用者から次の費用を徴収することができる。

(1)　利用者の居住する場所から店舗等までの往復の距離が、１㎞以上１０㎞未満　３００円／回

(2)　利用者の居住する場所から店舗等までの往復の距離が、１０㎞以上　５００円／回

３　前項の費用の支払いを受ける場合には，利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で，利用者から支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市（旧○○町の区域を除く）、○○町、○○町及び○○町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　事業所の従業者は、現にすまいるサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１０条　事業所は、事業所の従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

２　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び厚生労働省令に定めるところによるものとする。

附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。